

太田市まちづくり市民会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条及び太田市まちづくり基本条例（平成17年太田市条例第318号。以下「基本条例」という。）の規定に基づき、市民参画と協働のまちづくりを進め、広く市民の声を反映させた市政運営を図るため、太田市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、市の付議を受け、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本条例の見直しの検討に関すること。
- (2) 本市のまちづくりに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 市民会議は、前項の協議の結果を市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民自治組織又は社会貢献活動を行う団体等を代表する者
- (3) 公募又は本市の住民基本台帳に記録されている者から無作為抽出の方法により選出した市民

3 委員は、市長より第6条の規定に基づく報告を受けたときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として平日の夜間に開催する。

(提案の検討及び結果の報告)

第6条 市長は、第2条第2項の規定により市民会議からの提案を受けたときは、これについて検討し、その結果を市民会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。